

障害者自立支援設備整備事業の実施要領

平成23年4月25日

1 補助対象者の範囲

法人格を有する団体（社会福祉法人、医療法人、NPO法人、株式会社）であること。

*当該整備に関する市町村長の意見書、及び国庫補助協議に準じた整備協議書に基づき、団体審査を実施。

2 補助の対象事業

既存の施設が障害者自立支援法に基づく事業体系に移行する場合等に必要となる、次の備品購入に要する経費であること。

- (1) 新体系サービスの事業に移行する際に必要となる生産設備、介護設備、送迎車両の整備
※対象施設；身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、精神障害者社会復帰施設又は地域活動支援センターを実施する事業所
- (2) 新体系サービスの事業の拡充・充実を図るために必要となる生産設備、介護設備、送迎車両の整備
※対象事業；就労移行支援、就労継続支援、生活介護又は自立訓練

なお、一品目50万円以上の備品とし、テレビ、事務机、ソファ、職員の業務効率化のためのパソコンなど、障害者の支援に直接的に関係しない初度設備費、ユニフォーム等の被服費、消耗品費は除外する。

3 補助の要件

平成23年度末までに障害者自立支援法に基づく事業体系に移行するものであること。

4 補助基準額（1施設(事業所)あたり）

地域活動支援センターを実施する事業所は200万円のうち知事が必要と認める額、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、精神障害者社会復帰施設、2補助の対象事業の（2）に基づく事業は500万円のうち知事が必要と認める額とする。

5 補助率

10/10

6 補助額

補助基準額と対象経費の実支出額を比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他収入を控除した額とを比較して少ない方の額（千円未満切り捨て）とする。

7 実施年度

平成23年度予算から